

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り
たると翌日は、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示 農地法による土地配分計画の作成（農地経済課）

土地改良区の役員就退任（農村整備課）

土地改良区の役員住所の変更（〃）

保安林の指定予定（二件）（造林課）

保安林の指定の解除予定（二件）（〃）

開発行為に関する工事の完了（二件）（都市計画課）

都市計画事業の事業計画の変更の認可（〃）

◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集

◇ 公 告 林業種苗法による講習会の開催（造林課）

告 示

鳥取県告示第千二百四号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六十二条第二項の規定に基づき、土地配分計画を作成したので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年十二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地	区分	地区名	所在の場所	増反者	
				予定売渡数	予定売渡面積（平方メートル）
逢坂外四			西伯郡中山町羽田井字萩原一八一三十三	一	二五九

鳥取県告示第千二百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大山土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十三年十二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 川 上 馨 西伯郡大山町末長一九

小原茂	河本實	水鴨弘文	坂田清	岡田三千人	坂田伊佐夫	門脇正	大原茂利	山根操雄	飯田廣雄	小谷朋史	深田照夫	金川豊	諸遊秋夫	山根榮造	田中實義	種田紀秋	入江潔	松井實	角積	石原政秋	山根貴成	松尾誠壽	小原收
唐王六九	清原一三六	野田四一	中高四二三	三六五一九	三五〇一三	平木九九	所子一二〇	上野一二六	長田三五一	莊田七三	妻木四七三	稻光六	上萬三	平田一三五	保田八	安原一四四	富岡一〇	淀江町大字今津三八二	大字淀江九四二	大山町豊房九九六	一三六〇	三四九	一六二一

前田叶	稻田伊佐美	田中幸人	遠藤達夫	椎木学	遠藤賢次	大門叶	馬田薰	秋本和彦	黒田政夫	小村朋義	渡邊重雄	坂戸一〇八〇	六八二	前三一五	今在家七四	赤松一一八八	坊領四七八	一六六一一	宮内一八八	赤松一一七八	坊領三四七	所子一二四	妻木四六四
就任した役員の氏名及び住所	西伯郡大山町所子一二〇	平木九九	末長一九	唐王六九九	清原一三六	野田四一	上野一五〇一一	中高四二三	三五〇一三	理事	大原茂利	門脇正	川上馨	小原茂	河本實	水鴨弘文	山根光義	坂田清	坂田伊佐夫				

岡田 三千人	三六五十九
飯田 廣雄	長田三五一
来海 定一	莊田九二
深田 照夫	妻木四七三
金川 豊	稲光六
諸遊 秋夫	上萬三
種田 紀秋	安原一四四
入江 潔	富岡一〇
田中 實義	保田八
山根 榮造	平田一三五
松下 貞二	淀江町大字今津四一三
角 積	大字淀江九四二
松尾 誠壽	大山町豊房三四九
小原 收	一六二一
石原 政秋	九九六
山根 貴成	一三六〇
西郷 明文	宮内一七一
大門 賢次	坊領一六六一
遠藤 賢次	四七八
田中 幸人	前三二五
稲田 伊佐美	飯戸六八二
前田 叶	一〇八〇
秋本 和彦	赤松一一七八
椎木 学	一一八八

陶山 龍	佐摩四六八
遠藤 達夫	今在家七四
小村 朋義	所子一二四
渡邊 重雄	妻木四六四
黒田 政夫	坊領三四七

昭和六十三年十一月二十一日就任 任期四年

鳥取県告示第千二百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員（の住所）に変更を生じた旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十三年十二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

理事	瀧山 敏 春
変更前	岩美郡岩美町大字小田一八七
変更後	岩美郡岩美町大字小田一八〇一

鳥取県告示第千二百七号

次のように保安林の指定をする予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年十二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡河原町大字小河内字蔭平四一の一、四一次三、四八次一、九一二次一、九一五、九一五の三、九一五次一、九一五次二、九一六、九一七の一から九一七の三まで、九一七次一、九一七次三、九一九、字滑渡り六二六の一、六二七の一から六二七の四まで、六二七の六、六二七の八、六二七の一、六二七の一四、六二七の一五、六二七の一九、六二七の二三、六二七の二五、六二七の二七、六二七の二九、六二七の三一、六二八の五、六二八の一〇、六二八の一八、字小原五二一、五二六次二、五二六次三、五二七、五二七の一、八〇四、八〇四内第一、八〇五、八〇五の一、八〇五の二、八〇六、八〇六の一、八〇七、八〇七の一から八〇七の四まで、八〇八、八〇九、八〇九の一、八一一、八一一、八一一三、八一一三の一、八一一四から八一一七まで、八一一七内第一、八一一八、八一一八の一、八一九、八一九の一、八一九の二、八二一、八二一の一、八二一の二、八二三の一から八二三の四まで、八二六の一、八二六の四、八二七、字南会津四二三、四二四次二、四三七次四、四三七次五、八二八、字捨石八四七、八四七の一、八五〇、八五〇の一、八五一、八五一の一、八五二、八五二の一、八五三、八五三の一、字小ブ谷九〇九、九一一、九一一の一、九一一の二、字大谷五九七、五九七の四、五九七次一、五九八の一から五九八の四まで、六〇〇の四、六〇〇の五、六〇〇次四、七六八から七七二まで、七七三の一、七七三の二、七七四、字畔谷九三〇の二、九三〇の一五、九三〇の一八、九三〇の一九、九三〇の二一、九三

〇の二三、字宮ノ奥五一五、五一五の一、五一六、五一七、五一七の一、五一八、五一八次一、五一八次二、五一九、五二〇次一、五二〇次二、八三六、八三七、字下畔谷平七九七、七九七の一、七九八、七九九、七九九の一、八〇〇、八〇〇の一、八〇〇次二、八〇一、八〇一次一、八〇二の八、八〇二の一〇、字増張口四八六の二、四八七、四八七次一、八三〇の一、八三一、字増張四九二、四九二次一、四九三、四九四、四九五の一、四九五の二、四九六、四九六の二、四九六次一、四九七、四九七の一から四九七の三まで、四九七次二、四九八、四九九、四九九の一、五〇〇、五〇〇次一、五〇〇次二、五〇一、五〇一の一、五〇二、五〇三、五〇五から五〇九まで、五〇九の一、五〇九の二、五一〇、五一〇の一、五一〇の一、五一〇の二、五一〇の四から五一〇の六まで、五一二、五一三の一から五一三の三まで、八三八、八三九、八三九の一、八四〇から八四六まで、九二九の一、九二九の二、九二九の五、九二九の一七、九二九の一八、字請ル加四八八の一、四八九次一、四九〇の一、四九〇の三、四九〇次二、四九一、四九一の一、四九一次二、八三四の二、八三四の三、八三五、字桃木作四六二、四六四の一、四六五の一、四六七、四六七次一、八六一の一、八六一の二、八六三、字上水谷一一六、一一七、一一七の一、一一七の二、一一八、一一八の一、一一八次一、一一八次三、一一八次四、一一九、一一九の一、一二二、一二二の一、一二三、一二四、一三〇次一、八九二の三、字下水谷九二の一、九二の二、九三、九四、九四次一、九四次二、九五の一から九五の四まで、九六、九七、九七の一、九八、一〇二、一〇二の一、一〇二の三、一〇三、一〇三次一、一〇四(併)合併、八九六、八九六次一、八九七、八九七次一から八九七次三まで、八九八、字井手ノ上三〇三、三〇三の一から

三〇三の三まで、三〇五のから三〇五の七まで、三〇五次一、字奥水谷一〇七、一〇八の一、一〇八次三、一〇九、一一〇、一一〇の一、一一四の一、一一四次二、八九三の一、八九三の四、八九三の五、八九五、字奥山六二三の五四、九三三の二〇、九三三の二三、九三三の三六、九三三の三七、九三三の四六、九三三の五八、九三三の六二、九三三の六三、九三三の八一、九三三の八二、九三三の八五、九三三の八七、九三三の八九から九三三の九一まで、九三三の九三から九三三の九五まで、九三三の一〇四、九三三の八、九三三の一〇、九三三の一三、九三三の一五、九三三の二四、九三三の二五、九三三の三四、九三三の四一、九三三の四四から九三三の四六まで、九三三の四八、九三三の五〇、九三三の六四、九三三の六九、九三三の八〇、九三三の八三、九三三の八五、九三三の九〇、九三三の一〇二、九三三の一四、九三三の一五、九三三の一二〇、九三三の一二七、九三三の一三一、九三三の一三三、九三三の一三六、九三三の一四五、九三三の一四七、九三三の一五一、九三三の一六〇、九三三の一六四から九三三の一六九まで、九三三の五、九三三の七、九三三の三〇、九三三の三二、九三三の三三、九三三の四〇から九三三の四二まで、九三三の四六、九三三の五八から九三三の六〇まで、九三三の六二から九三三の六四まで、九三三の〇二、九三三の〇一、九三三の〇一九、九三三の〇二二、九三三の〇一一、九三三の〇二〇、九三三の〇三三、九三三の〇三七、九三三の〇三九から九三三の〇四二まで、九三三の〇四八、九三三の〇五〇、九三三の〇六一、九三三の〇八二、九三三の〇九四、九三三の〇九五、九三三の〇九七、九三三の〇九九、九三三の一一五、九三三の二六六、九三三の三〇〇、九三三の三二二、字奥三四〇、七四八、七四八の四、七四八内第二、字

大鳴三二五、三二六の一、三二六の二、三二六次一、三二八、三二八次二、三三三次一、三三六、七三七の三、七四一、七四四の一、字宮ノ向七六四、七六四のから七六四の三まで、字奥持出六〇五の一、七七六の二〇、七七六の二一、七七六の二四、七七六の三〇、七七六の三五、七七六の三六、七七六の三九、字榑ヶ谷六三〇、六三〇の一、六三〇の二、六三〇次一、六三〇次三、六三一、六三一次一、六三二の一、六三二次一、六三三、六三四、六三四次一、六三五、六三五次一、六三六、六三六の一、六三七、六三七の一、六三七の二、六三七次二、六三八、六三八の二、六三九、六四〇、六四〇のから六四〇の六まで、六四〇次二、六五二、六五二の一、六五二の二、六五二の四、六五二の五、六五二の七、六五二の九、六五二の一〇、六五二の一三、六五二の一五、六五二の一九、六五二の二四、六五三の三、六五三の一三から六五三の一五まで、六五四、六五四の二、六五四次一、六五五、六五五のから六五五の三まで、六五五次二から六五五次四まで、六五六、六五七、六五七次一、六五八、六五九の一、六五九の三、六五九の四、字ソフヶ谷七三六の一、七三六の二、字ヒウ門屋敷七六二の一から七六二の八まで、七六二次一、字荒神谷八六、八七の二、八七次一、八七次二、八八、八八次一、八八次二、八九、九〇の一、九〇次二から九〇次四まで、九一、九一次一、九一次二、八九九、九〇二、九〇二のから九〇二の三まで、字渡り上り九〇四、九〇六、字裏坂六一五、六一五の二、六一五の六、六一五の八、六一五の一五、六一五の二一、六一五の三七、六一五次三、六一六の五、六一六の六、六一六の八、六一六の一三、六一六の一五、六一六の一七、六一六の二〇、六一六の三〇、六一六の三五、六一六の三六、六二一の四、六二二の三、六二二の四、六二二の六、六二二の七、

六二二の九、六二三、六二三の二、六二三の六から六二三の八まで、六二二の三の二から六二二三の一三まで、六二二三の一六、六二二三の一八、六二二三の三〇、六二二三の三六、六二二三の三八から六二二三の四二まで、六二二三の四七、字俵谷六六六の八、六六六の一〇から六六六の一二まで、六六六の一五、六六六の一六、六六六の一八、六六六の二〇、六六六の二五、六六六の二六、六六六の二八、六六六の三二、六六六の三三、六六六の三七、六六六の四〇、六六六の四一、六六六の三七、六六六の三九、六六六の九、六六六の一〇、字俵谷口六六四の一〇、六六四の一二、六六四次五、字鳥羽六六二の六、六六二の九、六六二の一〇、六六二の一三から六六二の一七まで、六六二の二三、六六二の二五、字横尾四七〇、四七五、字地岡七二八の一、七二八次二、七二八次三、七二九

二 指定の目的
公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千二百八号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年十二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡若桜町大字岩屋堂字アシ谷三七九、三七九の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千二百九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和六十三年十二月十六日

鳥取県知事 西 尾 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市矢矯字毛無シ六四〇（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

無線施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千二百十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和六十三年十二月十六日

鳥取県知事 西 尾 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字江波字水尾ヶ谷一〇一一の四から一〇一一の六まで

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第千二百十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年十二月十六日

鳥取県知事 西 尾 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十三年十月五日 鳥取県指令受都計三一二第十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市滝山字下前田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市材木町三六八―二

地建開発有限会社

代表取締役 岸本知行

鳥取県告示第千二百十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年十二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十三年十一月二十九日 鳥取県指令受都計三十二第二十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市倭文字大土居前

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市倭文四七二

中川忠夫

中川奈津美

鳥取県告示第千二百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年十二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

日吉津村

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画公園事業 四・三・一号海浜運動公園

三 事業施行期間

昭和六十一年十月一日から昭和六十五年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 変更なし

2 使用の部分 変更なし

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十四号

昭和六十三年第十二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和六十三年十二月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

一 日時 昭和六十三年十二月二十三日（金）午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員会

三 議題 昭和六十三年度新成人研修会の開催要領について

公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により同法第10条第3項第3号イの講習会を次のとおり開催する。

昭和63年12月16日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 受講対象者

配布の目的をもって種苗を採取し、又は育成する事業を行おうとする者

2 開催の日時及び場所

- (1) 日時 昭和64年1月26日（木）午前10時から午後5時まで
- (2) 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎第3会議室

3 講習科目及び時間

- (1) 種苗に関する法令 2時間
- (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間
- (3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間

4 受講申込みの方法

所定の受講申込書に生産事業者講習手数料の額（6,400円）に相当する鳥取県収入証紙をはり付けて昭和64年1月20日（金）までに所轄地方農林振興局長を経由して知事に提出すること。

5 携行品
筆記用具及び印